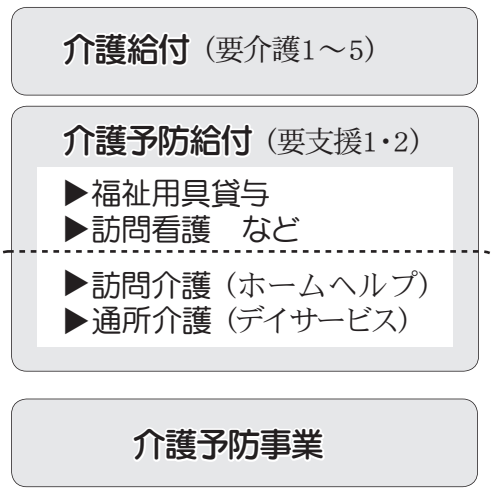




総合事業への移行イメージ



【平成29年3月31日まで】

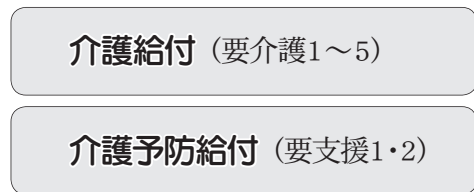


変更なし

変更なし

総合事業
で実施

【平成29年4月1日から】



総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス事業 (表1)
(要支援1・2の方、「基本チェックリスト」で生活機能の低下が見られる方)
 - ・訪問型サービス
 - ▶介護予防訪問介護相当サービス
 - ▶訪問型サービスA
 - ・通所型サービス
 - ▶介護予防通所介護相当サービス
 - ▶通所型サービスA
 - ▶通所型サービスC
- ② 一般介護予防事業
(65歳以上の方ならどなたでも)
高齢者の集いや介護予防講座 など

市が、地域の
実情に合った、多
様なサービス
を提供します



地域の相談窓口

総合事業の利用に関する相談窓口は、地域包括支援センターです。社会福祉士や主任ケアマネジャー、保健師などの専門的な知識を持った職員が相談に応じ、必要な支援を行います。総合事業に限らず、心配ごとなどがありましたら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

- ▶入間川・入間川東地域包括支援センター
入間川4-10-15 ☎2955-1114
 - ▶富士見・狭山台地域包括支援センター
中央4-27-13 ☎2969-0080
 - ▶入曽・水野地域包括支援センター
南入曽560-5 ☎2950-5300
 - ▶堀兼・奥富・新狭山地域包括支援センター
新狭山2-8-22 ☎2933-7117
 - ▶柏原・水富地域包括支援センター
広瀬東1-4-13 ☎2933-6888
- 開所時間9時～17時
休所日土・日曜日、祝日、年末年始

自立した生活を送るために
介護保険サービスを利用するためには、ケアプラン(介護サービス計画)の作成が必要です。現在は、地域包括支援センターやケアマネジャーと本人が、どのようなサービスを、どのくらい必要になるのかを一緒に考えて作成しています。これからは、一人ひとりに合ったケアプランを作るため、「服薬に関することは薬剤師から」、「栄養バランスなどは管理栄養士から」といったように、地域ケア会議でさまざまな専門家の意見を加えていきます。また、本人の健康面や生活状況などの変化に合わせて、ケ

誰もが元気であるために
高齢による行動力の低下は、自分で思う以上に、筋力や脳力を低下させてしまいます。介護サービスなどを利用して日常生活を維持するだけでなく、「生きがい」を持ち、「地域での役割」を担って生活を送ることも、自身の元気に繋がります。地域での活動や運動を通して、住み慣れた地域で健やかな毎日を送りましょう。

問合せ介護保険課へ内線1554

65歳以上の
皆さんへ

いつまでも自分らしく暮らせるように

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護保険法の改正に伴い、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で「元気に暮らしていけるよう、介護予防と自立した生活を送るための多様なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が、平成29年4月からスタートします。これまで、介護保険の要支援認定に応じて利用していたサービスの一部と介護予防事業が、この事業に移行することになります。今月は、高齢化に伴う今後の介護ニーズの見込みと、この事業の概要をお知らせします。

高齢化の進展と介護ニーズ

平成28年12月1日現在、市の65歳以上の人口(高齢者人口)は4万4千603人。そのうち、7人に1人が介護を必要とし、さらに、その約半数の方に認知症の症状が現れています。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、75歳以上の方は、現在の約1.5倍の2万8千20人に増加する見込みです。また、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加に加え、要介護認定者や認知症高齢者の増加も見込まれます。このように医療や介護のニーズがますます高まる中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送れるよう、介護予防を重視した取り組みが一層求め

総合事業とは

総合事業は、介護サービス事業者やNPO法人、ボランティアなど、地域の皆さんと行政が連携しながら、地域全体で、支援を必要とする方を支える取り組みです。この事業は、「心身機能の維持・向上」と「自立した日常生活」の二つの柱で構成されています。

また、これまで要支援認定を受けて利用している介護予防給付のうち「訪問介護」と「通所介護」、介護予防事業も総合事業のサービスに移行します。4月の事業開始時は、これまでの介護保険と同様のサービスが中心となりますが、今後、多様なサ

ビスを増やしていく予定です。

① 介護予防・生活支援サービス事業
要支援1・2の方と「基本チェックリスト」で生活機能の低下が見られる方がご利用になれるサービスです。

※基本チェックリストは、日常生活や心身の状況に関する質問から本人の状況を確認するものです

内容住み慣れた自宅で生活するためのサービス(表1)

② 一般介護予防事業
65歳以上の方ならどなたでもご利用になれるサービスです。サービスを受けたり、提供したりする側になり、自助・互助の仕組みを広げていきます。内容高齢者の集い(サロン)、運動・口腔・栄養の介護予防講座など

■ 介護予防・生活支援サービス事業(表1)

種別	区分	内容
訪問型	介護予防訪問介護相当サービス	身体介護や生活援助(掃除や洗濯、買い物など)を行います
	訪問型サービスA	身体介護を伴わない、生活援助などを行います
通所型	介護予防通所介護相当サービス	食事や入浴などのサービスや、生活機能の維持・向上のための機能訓練などを行います
	通所型サービスA	身体介護を伴わない、生活機能の維持・向上のための運動などを行います
	通所型サービスC	3か月間、運動機能や栄養状態などの改善に取組み、社会活動への参加を促します

アプランが適正かどうかを定期的に見直します。

誰もが元気であるために

高齢による行動力の低下は、自分で思う以上に、筋力や脳力を低下させてしまいます。介護サービスなどを利用して日常生活を維持するだけでなく、「生きがい」を持ち、「地域での役割」を担って生活を送ることも、自身の元気に繋がります。地域での活動や運動を通して、住み慣れた地域で健やかな毎日を送りましょう。

問合せ介護保険課へ内線1554